

令和2年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 1 号 あかし被害者基金条例制定のこと
- 〃 第 2 号 明石市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例制定のこと
- 〃 第 4 号 動物愛護管理担当職員の設置に関する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市住民投票条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市職員定数条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13 号 明石市立図書館条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14 号 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 15 号 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 16 号 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 17 号 明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 18 号 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 19 号 明石市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定のこと

- 〃 第 2 0 号 明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 1 号 あかし市民広場条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 2 号 明石市営住宅条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 3 号 東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業施行規程及び東播都市計画事業西明石土地区画整理事業（鳥羽新田地区）施行規程の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 4 号 明石市下水道事業の設置等に関する条例及び明石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 5 号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第 4 号）
- 〃 第 2 6 号 令和元年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 7 号 令和元年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 2 8 号 令和元年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 2 9 号 令和元年度明石市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 3 0 号 令和元年度明石市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 3 1 号 気候非常事態宣言のこと
- 〃 第 3 2 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 3 3 号 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 3 4 号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第 3 5 号 字の区域の変更のこと
- 〃 第 3 6 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 3 7 号 令和 2 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 3 8 号 令和 2 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 3 9 号 令和 2 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 4 0 号 令和 2 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 4 1 号 令和 2 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 4 2 号 令和 2 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 4 3 号 令和 2 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 4 4 号 令和 2 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 4 5 号 令和 2 年度明石市病院事業債管理特別会計予算

- 〃 第 4 6 号 令和 2 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 〃 第 4 7 号 令和 2 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 4 8 号 令和 2 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 議決事項一部変更専決処分につき報告のこと

1 要 旨

犯罪等により害を被った者等の支援に関する事業に要する経費に充てるため、あかし被害者基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 基金に積み立てる額

ア 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額等

イ 一般会計歳入歳出予算で定める積立額

(2) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 基金の処分

設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

(4) その他

基金に属する現金の管理、運用益金の処理等を規定

3 施行期日

令和2年4月1日

1 要 旨

社会福祉法の一部改正により中核市が定めることとされた無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

(無料低額宿泊所：生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設)

2 条例で定める基準

- (1) 無料低額宿泊所に必要な設備に関する基準
- (2) 職員の資格及び員数に関する基準
- (3) 無料低額宿泊所の運営に当たって設置者が従うべき基準

3 上記基準の考え方

運営に当たって設置者が従うべき基準につき、次のとおり市の独自基準を定める。その他の基準については、省令で定める基準に準拠する。

- (1) 職員に対する計画的な研修の実施
- (2) 事故発生の防止措置
- (3) 暴力団等の排除

4 施行期日

令和2年4月1日

1 要 旨

休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所を移転し、障害や疾病等の有無にかかわらず、休日においても誰もが安心して歯科診療を受けられる歯科診療所としてユニバーサル歯科診療所を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 位置及び名称

位置 明石市鷹匠町1番33号

名称 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所

(2) 業務

ア 障害や疾病等により一般の歯科診療所での治療が困難な者の歯科診療及び歯科相談に関すること。

イ 休日の歯科応急診療に関すること。

(3) 使用料

健康保険法等に基づく診療報酬の算定方法により算定した額（それにより難しいものについては、市長が別に定める額）

(4) 診断書等の交付に係る手数料

1通につき4,000円以内で規則で定める額

(5) 指定管理者による管理

地方自治法の規定に基づく指定管理者に、ユニバーサル歯科診療所の管理を行わせることができるようにする。

3 施行期日

令和2年6月1日

1 要 旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により中核市が置くこととされた動物愛護管理担当職員を置くため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

動物の愛護及び管理に関する法律第37条の3第1項の規定に基づき、本市に動物愛護管理担当職員（動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員）を置く。

3 施行期日

令和2年6月1日

1 要 旨

明石市自治基本条例に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 住民投票の対象事項について規定

住民投票に付することができる事項は、将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項とする。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

イ 住民投票を行うことにより、特定の個人若しくは団体又は特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

(2) 投票資格者について規定

投票資格者は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(3) 住民投票の請求手続等について規定

投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の8分の1以上の者の連署をもって、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。

(4) 住民投票の形式について規定

住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とし、市長が必要と認めたときは、例外として、3以上の選択肢から一つを選択する形式によるものとする。

(5) 署名等の収集について規定

ア 請求代表者は、署名簿に実施請求書及び代表者証明書を添付して、投票資格者に対し、署名等を求めることとする（押印は不要）。

イ 署名等の収集期間は、2か月以内とする。

(6) 情報の提供について規定

ア 市長は、住民投票に付された事項につき投票資格者が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報を、市広報紙への掲載その他適当な方法により、投票資格者に対して提供することとする。

イ 市長は、情報の提供に当たっては、公平性・中立性に十分配慮し、投票結果に影響を与えることがないようにする。

(7) 住民投票運動について規定

ア 住民投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

イ 住民投票運動の期限は、投票日の前日までとする。

(8) 再請求等の制限期間について規定

この条例による住民投票が実施された後2年間は、当該住民投票に付された事項と同一の事項又は同旨の事項について代表者証明書の交付申請を行うことができないようにする。

3 施行期日

令和2年4月1日

1 要 旨

シティセールスとの連携強化を図るため、市民生活局が所管している天文科学館に関する事務を政策局に移管しようとするもの。

2 内 容

市民生活局が所管している天文科学館に関する事務を政策局に移管する。

3 施行期日

令和2年4月1日

1 要 旨

社会福祉審議会の調査審議事項に特定教育・保育施設の利用定員の設定、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する事項を加えようとするもの。

2 内 容

社会福祉審議会の調査審議事項に、次に掲げる事項を加える。

- (1) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定等に関する事項
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

中核市としての市民サービスの維持及び向上に向けた職員体制を整備するとともに、再任用フルタイム勤務職員についても定数管理を行うため、職員定数を改めようとするもの。

2 内 容

(1) 職員定数を次のとおり改める。

	現行	改正
市長事務部局の職員	1, 242人	1, 360人
水道事業事務部局の職員	78人	60人
議会の事務部局の職員	15人	16人
選挙管理委員会の事務部局の職員	8人	同左
監査委員の事務部局の職員	11人	同左
農業委員会事務部局の職員	5人	同左
教育委員会の事務部局及び学校園 その他の教育機関の職員	358人	360人
消防職員	233人	238人
合 計	1, 950人	2, 058人

(2) 福祉事務所の職員定数を次のとおり改める。

(現行) 市長事務部局の職員定数のうち90人

(改正) 市長事務部局の職員定数のうち110人

3 施行期日

令和2年4月1日

1 要 旨

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用する子を養育する職員を対象とした育児部分休暇を新設するとともに、介護休暇を取得できる期間を延長しようとするもの。

2 内 容

(1) 放課後児童クラブを利用する小学校3年生までの子を養育する職員が、1日につき2時間を超えない範囲内で育児部分休暇（無給）を取得できるようにする。

(2) 介護休暇（無給）を取得できる期間を延長する。

（現行）通算して6月を超えない期間

（改正）通算して1年を超えない期間

3 施行期日

令和2年4月1日

1 要 旨

国家公務員の取り扱いに準じ、国の機関に派遣される職員等に支給する単身赴任手当を新設するとともに、人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市職員の給与に関する条例
- イ 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例
- エ 明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例
- オ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- カ 明石市職員のサービスの宣誓に関する条例
- キ 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ク 明石市職員退職手当条例
- ケ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- コ 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(2) 単身赴任手当の新設

- ア 国の機関に派遣される職員であって、配偶者と別居することとなったもの等に支給する単身赴任手当を新設する。
- イ 手当の月額は、30,000円に職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて規則で定める額を加算した額とする。

(3) 任期付職員及び会計年度任用職員に適用する給料表の改定（給料水準を平均0.6%引上げ）

(4) その他所要の整備

3 施行期日

令和2年4月1日。ただし、2の(4)の一部は公布の日

議案第 1 1 号

明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

引用法令の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動に伴う規定の整備を図る。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日又は引用法令の一部改正の施行の日

1 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設しようとするもの。

2 内 容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、複数の建築物の連携によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行うことができるようになったことに伴い、次の手数料を新設する。

(1) 複数の建築物の連携による建築物エネルギー性能向上計画の認定の審査に係る手数料

(2) 複数の建築物の連携によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行う場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、これまで教育委員会の所管とされていた図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長の所管とすることができるようになったことから、当該事務を市長に移管するに当たり必要な整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条例の定めるところにより図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長の所管とすることができるようになったことに伴い、当該事務を市長が担当する旨を規定する。

(2) その他市長が図書館を管理することに伴う所要の整備

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 1 4 号

明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

イ 明石市立認定こども園条例

ウ 明石市立保育所条例

(2) 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う表記の整理

(現行) 支給認定

(改正) 教育・保育給付認定

(3) 引用法令の題名変更に伴う規定の整備

(現行) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(改正) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

3 施行期日

公布の日

議案第 1 5 号

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

引用法令の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動に伴う規定の整備を図る。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

所得税法の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

高齢期移行者医療費助成の所得要件（所得税法に規定する各種所得の金額がないことが必要）の判定においては、同法の規定を読み替えて適用しているところ、同法が改正されたことによる影響が生じないよう、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正前の所得税法の規定を読み替えて適用することとする。

3 施行期日

公布の日

議案第 17 号

明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

市民の利用希望の多い小規模の会議室を新たに設置することに伴い、その利用料金を定めようとするもの。

2 内 容

市民の利用希望の多い小規模の会議室（学習室 805（利用定員 8 名））の利用料金を新設する。

午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	使用時間 の延長（1 時間につ き）
午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで	
800円	1,100円	1,100円	1,900円	2,200円	3,000円	300円

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

1 要 旨

犯罪被害者等に支給する支援金の上限額を引き上げるとともに、特例給付金の支給、住居の復旧及び防犯対策に要する費用の補助その他の犯罪被害者等の視点に立った更なる支援を行おうとするもの。

2 内 容

(1) 基本理念に、犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担について適切に配慮された、利用しやすいものでなければならない旨を加える。

(2) 犯罪被害者等に対する支援の拡充

ア 支援金の上限額の引上げ

(現行) 30万円 → (改正) 40万円

イ 加害者が心神喪失や責任年齢に達していないため刑事責任を問われない等の事由により立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、20万円の特例給付金を支給する。

ウ 犯罪被害者等の安全確保のための住居の復旧及び防犯対策に要する費用を補助する。

エ 犯罪被害者等が生活の安定のため宿泊施設を利用する場合における宿泊に要する費用を補助する。

オ 犯罪被害者等が裁判所における財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を利用する際に要する費用を補助する。

(3) その他所要の整備

3 施行期日

令和2年4月1日

1 要 旨

食品衛生法の一部改正により、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準が法令で定められることとなったことから、条例で定めていた当該基準に係る規定を削ろうとするもの。

2 内 容

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、国際標準と統合的な食品衛生管理が求められることから、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準が法令で定められることとなったため、条例で定めていた当該基準に係る規定を削る。

3 施行期日

令和2年6月1日

1 要 旨

卸売市場法の一部改正に伴い、開設者が定めるべき業務規程に必要な事項を定めるとともに、生鮮食料品等の流通の多様化に対応するため、取引参加者に係る規制を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 卸売市場の開設者が定めるべき業務規程に必要な次に掲げる事項を規定する。

ア 卸売市場の業務の方法

イ 取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

(2) 取引参加者に係る規制を緩和する。

ア 卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をする場合の許可又は承認制を廃止する。

イ 卸売業者が市場外にある物品の卸売をする場合の承認制を廃止する。

ウ 仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れた生鮮食料品等を卸売市場内で販売する場合の許可制を廃止する。

(3) 生鮮食料品等の安定的な供給や適正な売買取引を図るため、卸売業に係る許可制を新設する。

(4) その他所要の整備

3 施行期日

令和2年6月21日

1 要 旨

市長があかし市民広場（以下「市民広場」という。）の管理を行うことができるようにするため、必要な整備を行おうとするもの。

2 内 容

- (1) 市長が市民広場の管理を行うことができるようにする。
- (2) 使用許可を受けた者が納付すべき使用料を規定する（金額は、現在の利用料金と同額）。
- (3) その他所要の整備

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

1 要 旨

連帯保証人の確保が困難な身寄りのない単身高齢者等の増加が懸念されていることから、入居に際しての連帯保証人を不要にしようとするもの。

2 内 容

- (1) 入居に際しての連帯保証人を不要とする。
- (2) 民法の一部改正等に伴う規定の整備を図る。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 23 号

東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業施行規程及び東播都市計画事業西明石土地区画整理事業（鳥羽新田地区）施行規程の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、土地区画整理事業に係る清算金（換地処分によって生じた不均衡を清算するための金銭）を分割徴収する際に付すべき利子の利率を改めようとするもの。

2 内 容

土地区画整理事業に係る清算金を分割徴収する際に付すべき利率を改正する。

（現行）財政融資資金法の規定により財務大臣が定める利率又は年6パーセントのいずれか低い率

（改正）財政融資資金法の規定により財務大臣が定める利率又は民法に規定する法定利率のいずれか低い率

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 24 号

明石市下水道事業の設置等に関する条例及び明石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

引用法令の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動に伴う規定の整備を図る。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

今回の補正は、歳出で、国庫補助承認の追加による小中学校エレベーター設置や小中学校・幼稚園トイレ改修に係る学校園施設整備事業費及び執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、市税等を追加し、国県支出金、繰入金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 △ 3,258,481 千円 補正後 109,643,597 千円 〕

歳 入

市 税	630,000 千円	事 業 所 税	500,000 千円
		個 人 市 民 税	300,000 千円
		固 定 資 産 税	80,000 千円
		法 人 市 民 税	△ 250,000 千円
利子割交付金	△ 60,000 千円	利子割交付金	
地方交付税	△ 70,835 千円	普 通 交 付 税	
国庫支出金	△ 1,868,372 千円	総務費国庫補助金	52,400 千円
		民生費国庫補助金	△ 1,403,707 千円
		土木費国庫補助金等	△ 517,065 千円
県支出金	△ 326,535 千円	民生費県負担金	113,674 千円
		民生費県補助金等	△ 440,209 千円
繰 入 金	△ 765,078 千円	財政基金繰入金	△ 600,000 千円
		減債基金繰入金	△ 160,000 千円
		福祉コミュニティー基金繰入金等	△ 5,078 千円
繰 越 金	245,201 千円	前年度繰越金	
市 債	△ 740,184 千円	減収補てん債	400,000 千円
		民 生 債	△ 538,100 千円
		土 木 債	△ 473,200 千円
		臨時財政対策債等	△ 128,884 千円
その他収入	△ 302,678 千円		

歳 出

人 件 費	312,800 千円	職員費(退職手当)等	
補 助 費 等	220,443 千円	国県補助金精算等償還金	287,000 千円
		水産一般振興事業費	47,676 千円
		住宅耐震化促進事業費等	△ 114,233 千円
扶 助 費	189,623 千円	訓練等給付事業費	300,000 千円
		障害児通所支援事業費	150,000 千円
		こども医療費助成事業費	89,900 千円
		生活保護費運営事業費等	△ 350,277 千円
繰 出 金	42,254 千円	介護保険事業繰出金等	42,254 千円
投資的経費	△ 3,518,989 千円	小中学校・幼稚園	433,094 千円
		エレベーター・トイレ整備事業費	
		私立保育所・認定こども園等整備 (待機児童緊急対策)事業費	△ 1,798,682 千円
		交通安全施設整備事業費	△ 527,734 千円
		高齢者福祉施設 整備事業費	△ 437,830 千円
		道路新設改良事業費等	△ 1,187,837 千円
物 件 費	△ 247,012 千円	住民基本台帳事務事業費	60,000 千円
		ふるさと納税促進事業費	15,000 千円
		埋蔵文化財発掘 調査事業費等	△ 322,012 千円
貸 付 金	△ 168,700 千円	中小企業融資 対策事業費等	
公 債 費	△ 70,000 千円	長期債利子等	
その他経費	△ 18,900 千円		

繰越明許費	2,506,000 千円	都市開発一般事務事業	34,000 千円
		公立保育所整備事業	28,000 千円
		私立保育所・認定こども園等整備 (待機児童緊急対策)事業	16,000 千円
		障害者等歯科 診療所運営事業	235,000 千円
		土地改良事業	20,000 千円
		海岸施設維持管理事業	13,000 千円
		明石港再整備事業	15,000 千円
		道路新設改良事業	243,000 千円
		交通安全施設整備事業	512,000 千円
		都市計画方針策定事業	3,000 千円
		交通政策事業	143,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	145,000 千円
		街路整備事業	10,000 千円
		(仮称)17号池 公園整備事業	178,000 千円
		都市公園安全・ 安心対策事業	46,000 千円
		市営住宅整備事業	76,000 千円
		小学校施設整備事業	322,000 千円
		中学校施設整備事業	238,000 千円
		幼稚園施設整備事業	38,000 千円
		小学校給食施設整備事業	191,000 千円

今回の補正は、歳出で、葬祭事業費の委託料等を減額する一方、職員費を追加するとともに、歳入では、葬祭事業収入を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額 △7,000 千円 補正後 709,086 千円 〕

歳 入

葬 祭 事 業 収 入 △25,900 千円 火 葬 収 入 △1,300 千円

葬 祭 収 入 △24,600 千円

繰 入 金 18,900 千円 一 般 会 計 繰 入 金

歳 出

葬 祭 事 業 費 △7,000 千円 委 託 料 △10,000 千円

公 課 費 △2,000 千円

職 員 費 5,000 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費等の補正を行い、基金積立金、職員費等を追加するとともに、歳入では、前年度繰越金、国庫支出金等を追加するもの。

〔 補正額 418,328 千円 補正後 24,910,425 千円 〕

歳 入

国庫支出金	44,787 千円	国庫補助金	
繰入金	37,559 千円	一般会計繰入金	
繰越金	335,982 千円	前年度繰越金	

歳 出

総務費	39,473 千円	委託料	△11,927 千円
		職員費	51,400 千円
保険給付費	0 千円	地域密着型介護サービス等給付費	△21,000 千円
		介護予防サービス等給付費	15,000 千円
		介護予防サービス計画等給付費	6,000 千円
地域支援事業費	800 千円	任意事業費	
基金積立金	375,892 千円	介護保険給付費準備基金積立金	
諸支出金	2,163 千円	国県負担金等精算金償還	

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金等を追加するとともに、歳入では、後期高齢者医療保険料、前年度繰越金等を追加するもの。

[補正額 207,872 千円 補正後 4,189,129 千円]

歳 入

後期高齢者医療保険料	104,023 千円	後期高齢者医療保険料	
国庫支出金	175 千円	国庫補助金	
繰入金	1,391 千円	一般会計繰入金	
繰越金	101,796 千円	前年度繰越金	
諸収入	487 千円	受託事業収入	

歳 出

後期高齢者医療 広域連合納付金	206,843 千円	負担金補助及び交付金	
諸支出金	1,029 千円	健康診査補助金返還金	724 千円
		国庫補助金等 精算金償還	305 千円

今回の補正は、配水量の減少等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益等の減額をするもので、当年度純利益 438,722 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では企業債の減額などをするもの。

事業収益

営業収益	△65,000 千円	給水収益	△50,000 千円
		受託工事収益	△15,000 千円

事業費用

営業費用	△104,000 千円	原水及び浄水費	△8,300 千円
		配水及び給水費	△33,900 千円
		受託工事費	△30,000 千円
		業務費	△7,400 千円
		総係費	△24,400 千円

資本的収入

企業債	△260,000 千円	企業債	
工事負担金	50,000 千円	工事負担金	

資本的支出

建設改良費	△318,000 千円	第3次整備事業費	△30,000 千円
		老朽管整備事業費	△175,000 千円
		建設改良事業費	△100,000 千円
		事務費	△13,000 千円

今回の補正は、管渠整備費等の減額に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では他会計補助金等の追加をするもので、当年度純利益 560,248 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では企業債及び国庫補助金の減額などをするもの。

事業収益

営業外収益	22,018 千円	他会計補助金	
特別利益	8,575 千円	固定資産売却益	5,575 千円
		過年度損益修正益	3,000 千円

事業費用

営業費用	△33,100 千円	管渠費	△9,600 千円
		処理場費	2,000 千円
		水洗普及費	△1,800 千円
		業務費	△4,200 千円
		総係費	△19,500 千円
特別損失	23,000 千円	過年度損益修正損	

資本的収入

企業債	△96,000 千円	企業債	
他会計出資金	△22,018 千円	他会計出資金	
固定資産売却代金	2,225 千円	固定資産売却代金	
国庫補助金	△47,550 千円	国庫補助金	
貸付金返還金	△300 千円	貸付金返還金	
その他資本的収入	△1,200 千円	その他資本的収入	

資本的支出

建設改良費	△127,000 千円	管渠整備費	△120,400 千円
		処理場整備費	△6,600 千円

1 要 旨

気候非常事態を宣言するため、明石市議会の議決すべき事項等に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

2016年に発効されたパリ協定において、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑制することが世界共通の目標として定められたことを受け、「SDGs 未来安心都市・明石」を掲げる本市として、気候非常事態を宣言し、次に掲げる取組を行う。

- (1) 地球温暖化に起因する気候変動の脅威や迫り来る危機を市民に広く周知啓発する。
- (2) 温室効果ガス排出抑制に取り組み、2050年までにCO₂排出「実質ゼロ」を目指す。
- (3) 市民をはじめ行政機関や関係団体と連携し、ごみの減量・再資源化や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用拡大などを加速させるとともに、他の地方公共団体に気候非常事態宣言についての連携を広く呼びかける。

1 要 旨

平成28年第2回定例会12月議会において議決を受けた明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所に係る指定管理者の指定について、ユニバーサル歯科診療所が開設するまでの間、休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所において休日における急病者や障害者の歯科診療を行うため、指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

(変更後) 平成29年4月1日から令和2年5月31日まで

(参考)

指定管理者 一般社団法人 明石市歯科医師会

議案第 33 号

明石市立あかしユニバーサル歯科診療所に係る指定管理者の指定のこと

1 要 旨

明石市立あかしユニバーサル歯科診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
明石市鷹匠町1番33号

3 指定管理者となる団体

明石市大久保町八木743番地の33
一般社団法人 明石市歯科医師会
会長 山 田 隆 造

4 指定期間

令和2年6月1日から令和7年3月31日まで

1 要 旨

令和 2 年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 契約の目的 令和 2 年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。
- (2) 契約の始期 令和 2 年 4 月 1 日
- (3) 契約金額 13,000,000 円を上限とする額
- (4) 相手方
- ア 住所 伊丹市南本町 5 丁目 4 番 18-607 号
- イ 氏名 石田博信
- ウ 資格 公認会計士
- (5) 支払方法 業務完了後、請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

1 要 旨

明石市西脇宮の前土地区画整理組合による土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更しようとするもの。

2 内 容

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
大久保町 西 脇	宮ノ前	5 7 3 5 7 4 の 1 の 一 部 5 7 4 の 2 の 一 部 5 7 7 の 3 の 一 部	大久保町 西 脇	細長サ
		5 7 4 の 2 の 一 部		春日田
	春日田	5 8 6 の 1 の 一 部 5 8 9 の 一 部 5 9 1 の 3 の 一 部 5 9 1 の 4 の 一 部 5 9 1 の 5 の 一 部 5 9 1 の 6 の 一 部		宮ノ前
上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

(備考)

地番は、令和 2 年 1 月 1 6 日現在の地番である。

3 実施期日

地方自治法施行令第 1 7 9 条の規定に基づき、土地区画整理法第 1 0 3 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日

1 要 旨

道路整備事業及び土地区画整理事業による新設道路並びに開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 4 8 路線

(ア) 道路整備事業による新設道路

大明石 1 2 2 号線

(イ) 土地区画整理事業による新設道路

大久保 8 5 9 号線ほか 1 路線

(ウ) 開発行為により引継ぎを受けた道路

朝霧 3 0 0 号線ほか 4 4 路線

イ 延長 4, 0 2 1 メートル

ウ 面積 2 7, 9 4 0 平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数 3, 1 5 5 路線

イ 延長 6 4 3, 7 9 6 メートル

ウ 面積 4, 6 5 6, 1 4 6 平方メートル

議案第 37 号 ～ 議案第 48 号 省略

1 要 旨

平成31年第1回定例会3月議会において議決を受けたあさぎり・おおくら総合支援センター新築（建築）工事請負契約について、駐車場の雨水排水勾配を増加させるため、土留擁壁の高さを延長することから、請負金額を増額する必要が生じたことに伴い、令和元年12月27日専決処分により一部変更したので、報告するもの。

2 内 容

請負金額の変更

（変更前）	→	（変更後）
178,092,000 円		182,793,400 円
		（4,701,400 円増額）

（参考）

相手方	明石土建工業株式会社
工事期限	令和2年1月31日